

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(3)	(3)	(2)	(5)	(4)	(3)	(4)	(4)	(3)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
90%	98%	90%	90%	98%	90%	98%	90%	80%	63%

1 信教の自由 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (最決平 8・1・30)。
- (3) 誤り。 判例は、政教分離の原則 (憲法 20 条 1 項後段、3 項) は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると判示している (最大判昭 52・7・13)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最判平 11・10・21)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (最大判平 22・1・20)。

2 内閣 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 72 条)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 68 条 1 項)。
- (3) 誤り。 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる (憲法 68 条 2 項)。「罷免」とは、本人の意思に反して、一方的に、国務大臣を辞任させることをいう。したがって、国務大臣を罷免する場合、閣議において他の国務大臣の承認を求める必要はない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法 70 条)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 72 条)。

3 即時強制 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 即時強制は、事実行為であるが、事実行為に対する不服申立ては、継続的性質を有するものに対してのみ認められ (行審法 2 条 1 項)、一時的なものに対する不服申立ては認められない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。違法駐車車両の移動措置 (道交法 51 条 2 項、3 項、5

項)は、即時強制に当たる。

- (4) 正しい。 危険時の引き留め(警職法4条1項)は、他人の身体に実力を加えて、行政上望ましい状態を実現するものであり、即時強制である。
- (5) 正しい。 警告(警職法5条)は、警察官の注意・指導であって、他人に対して実力を加えるものではないから、即時強制には当たらない。

4 保 護

正解(5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 警職法3条は「保護しなければならない。」と規定している。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 通知の相手方は、社会通念上、被保護者を保護する責任がある者であり、教師や雇用主等も含む。

5 責任能力

正解(4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり(大判昭6・12・3)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり(刑法39条)。
- (4) 誤り。 判例は、心神喪失又は心神耗弱に当たるかどうかは**法律判断**であって、専ら裁判所にゆだねられるべきものであると判示する(最決昭58・9・13)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

6 横領罪

正解(3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 横領罪の成立には、故意のほか**に不法領得の意思が必要**であり、不法領得の意思が認められない使用横領について、横領罪は成立しない。
- (4) 正しい。 業務上横領罪(刑法253条)の主体は、他人の物の占有者としての地位と業務者としての地位を有する者であり、本罪は二重の意味での身分犯である。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

7 犯人蔵匿・隠避罪

正解(4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり(大判昭5・9・18)。

- (3) 正しい。 枝文のとおり (和歌山地判昭 36・8・21)。
- (4) 誤り。 告訴権の消滅、時効の完成などによって訴追又は処罰の可能性がなくなったときは、その対象者は犯人蔵匿・隠避罪の客体とはならない。しかし、単に不起訴処分又は起訴猶予処分を受けただけの者は、訴追・処罰の可能性が残されているから、本罪の客体となる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (最決昭 29・9・30)。

8 通常逮捕 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 199 条 1 項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 199 条 1 項、2 項、202 条)。
- (4) 誤り。 軽微犯罪は、刑法の罪の場合、30 万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる事件のことを指す (刑訴法 199 条 1 項ただし書、217 条)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 201 条 2 項・73 条 3 項)。

9 自白 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 任意性のない自白の証拠能力は、絶対的に否定され、刑訴法 326 条 1 項の同意があっても、これに証拠能力を付与することはできない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 45・11・25)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

10 接見交通権 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 39 条 1 項)。
- (3) 誤り。 「弁護士となろうとする者」とは、弁護士選任権者から弁護士になってもらいたいとの依頼を受けているが、いまだ選任手続を完了していない者をいう。枝文のように、態度を保留しつつ接見の申出をしてきた弁護士は、これに当たらない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。